

6－（２）給付金一覧表

種類	給付条件	給付額	備 考
結婚祝金	会員が結婚したとき	12,000円	・ 姓が変わる時は、変更届（会員）とともに新姓で請求してください。 ・ 2年以上会員であった会員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したときも請求できますが、戸籍抄本、または婚姻届受理証明書の添付が必要です。（請求時に会員の方は、添付不要です。）
出産祝金	会員、またはその配偶者が出産したとき	6,000円	双生児の場合、給付は2件となります。
入学祝金	会員の子供が小学校、または中学校に入学するとき	6,000円	3月号ニュースでご案内します。
卒業祝品	会員本人が定時制、または通信制の高等学校を卒業したとき	3,500円 相当の記念品	3月号ニュースでご案内します。
20歳祝品	会員が満20歳になるとき	3,500円 相当の記念品	請求不要。1月号ニュースでご案内します。 共済で該当者を調査のうえ、2月下旬に該当者のいる企業に記念品を送付します。
還暦祝品	会員が満60歳になるとき	3,500円 相当の記念品	
永年勤続 褒賞記念品	同一企業で会員資格を得てから5年勤務したとき	5,000円 相当の記念品	・ 10月号ニュースでご案内します。 ・ 10月上旬に該当者のいる企業に請求書を送付します。 ・ 給付の性格上、事業主、非常勤勤務者、家族従業員は該当しません。
	同一企業で会員資格を得てから10年勤務したとき	10,000円 相当の記念品	
	同一企業で会員資格を得てから20年勤務したとき	20,000円 相当の記念品	
傷病見舞金	会員が傷病により1ヵ月以上欠勤したとき	11,000円	・ 医師の診断書・健康保険や労災保険の傷病手支給申請書など（医師の証明と病名の記載があること）傷病により1ヵ月以上連続して欠勤したことを証する書類の写しの添付が必要です。傷病見舞金を受けた場合、その欠勤の起算日から1年間は再度傷病見舞金を受給できません。給付の性格上、亡くなってからの請求は対象になりません。
死亡弔慰金	会員が死亡したとき	20,000円	・ 受給者（相続人）と死亡会員との続柄がわかる公的書類の添付が必要です。（一例）戸籍謄本、死亡届の写し
	会員の配偶者又は1親等の血族が死亡したとき	6,000円	・ 配偶者の父母は対象となりません。（ただし戸籍上、養子縁組をされている場合、養父・養母・養子も対象になります。）